

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

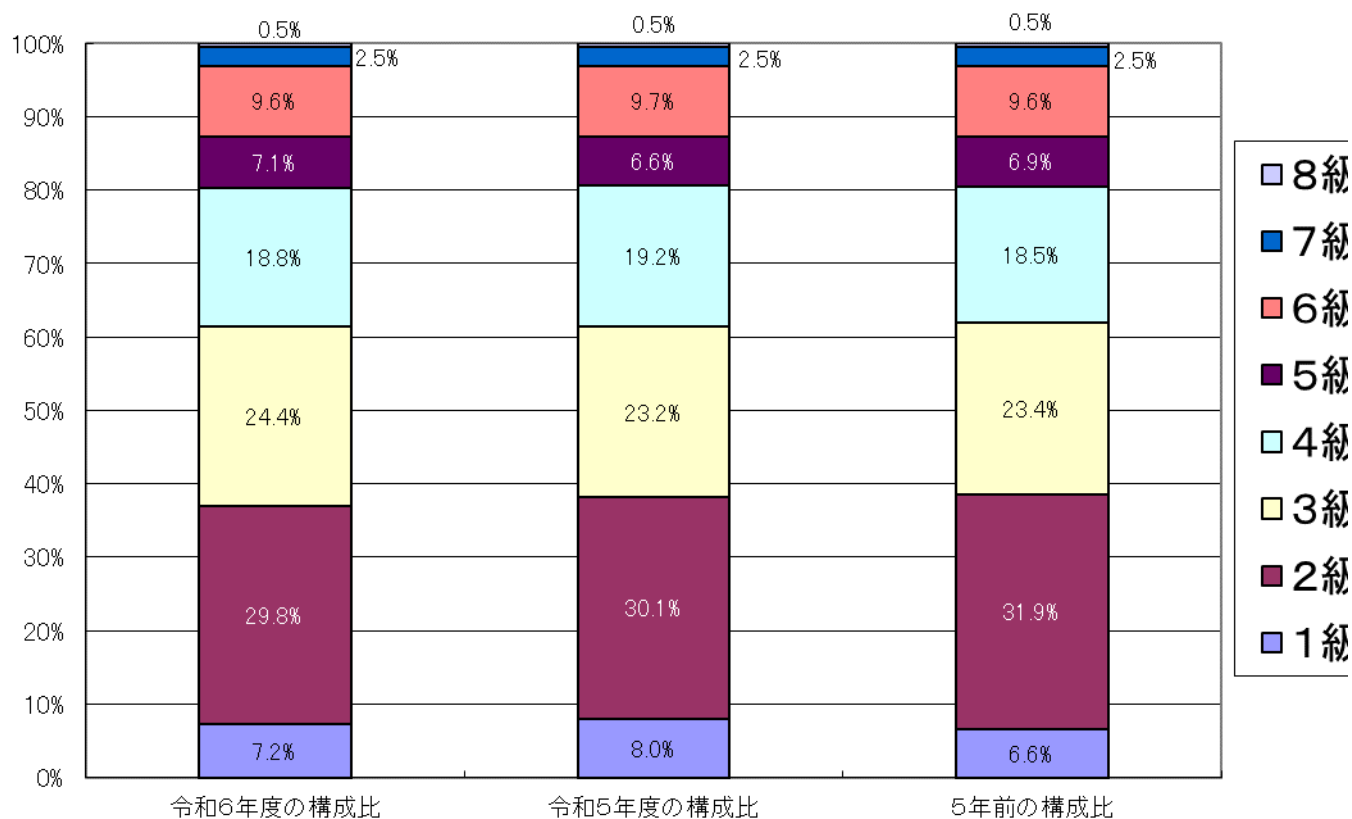
職員の給料はそれぞれの職種に応じた給料表によって決められています。また、給料表には職務内容や責任の度合いに応じた級と号給が設けられています。一般行政職を例に職員の級別の構成を示すと、次のとおりです。

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	職員	414 人	7.2%	175,800円	269,100円
2 級	高度職員	1706 人	29.8%	188,700円	337,000円
3 級	主任	1395 人	24.4%	259,000円	382,200円
4 級	係長	1079 人	18.8%	281,000円	410,300円
5 級	課長補佐	405 人	7.1%	318,600円	437,300円
6 級	課長	552 人	9.6%	353,700円	458,300円
7 級	部長	146 人	2.5%	379,500円	493,300円
8 級	局長	29 人	0.5%	416,500円	541,200円

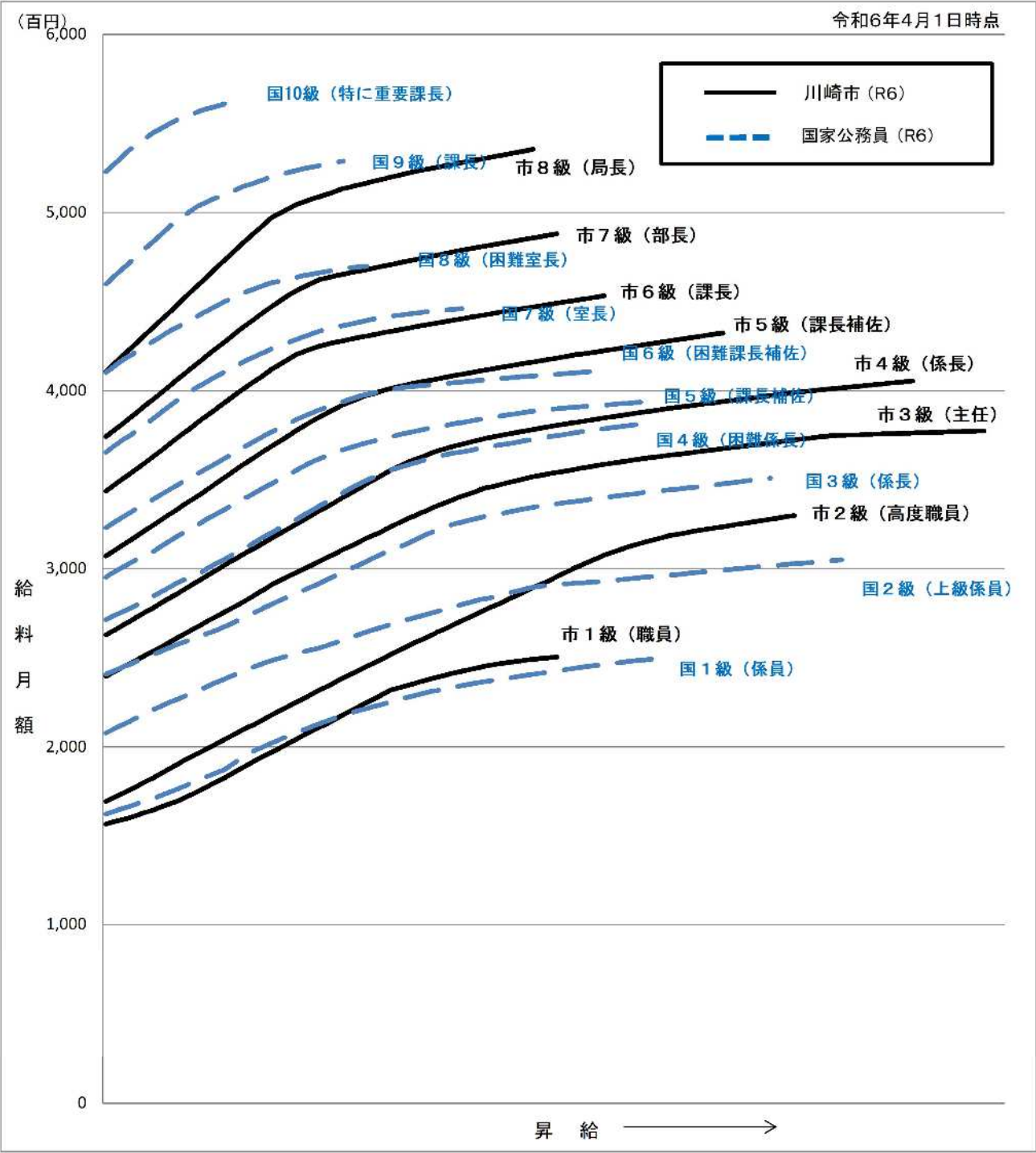
（注1）川崎市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

（注2）標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務のことです。

（注3）一般行政職とは、行政職給料表（1）適用職員のうち福祉・税務関係の職員を除いたものです。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○

	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ． 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				